

社会福祉法人加古川市社会福祉協議会の役員報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第10条に基づく評議員の費用弁償の額並びに定款第25条第1項に基づく役員報酬及び費用弁償の額に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事長、副理事長、常務理事、理事、監事及び顧問）
- (2) 評議員
- (3) 理事長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員等

(報酬)

第3条 理事長及び常務理事には月額報酬を支給するものとし、その額は別表第1のとおりとする。

- 2 監事が監査を実施する際には、報酬を支給するものとし、その額は別表第2のとおりとする。
- 3 地方公共団体の職員には、報酬は支給しないものとする。
- 4 定款第35条第2項に規定する事務局長が常務理事を兼務する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該常務理事に対する月額報酬は支給しない。

(月額報酬の支給方法)

第4条 月額報酬は、新たに理事長及び常務理事(以下「理事長等」という。)になった者にはその日から支給し、その職を離れたときはその日まで支給する。

- 2 理事長等が死亡したときは、その月まで月額報酬を支給する。
- 3 前2項の規定により報酬を支給する場合にあって、その月分の全額を支給することとなるとき以外のときは、その報酬の額は、その月の日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 4 前項の規定により計算して得た報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 5 月額報酬は、理事長等が月のうち1日も勤務しなかったときは、支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が、会議に出席したときは費用弁償を支給する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の支給基準は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 3 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないことができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

別表第 1 理事長及び常務理事の月額報酬（第 3 条第 1 項関係）

区 分	報酬の額	備 考
理 事 長	100,000 円／月	
常 務 理 事	160,000 円／月	

別表第 2 監査報酬（第 3 条第 2 項関係）

区 分	報酬の額	備 考
監 査 事	15,000 円／回	